

菰野町広告掲載要綱

(目的)

第1条 この告示は、町の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、新たな財源を確保して町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 町の財産のうち広告掲載が可能なもので主管の長が定めるものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 主管の長 各課長（これに準ずる者を含む。）、事務局長その他これに類する職にある者をいう。

(広告媒体の選定等)

第3条 主管の長は、広告媒体として町の財産を活用しようとする場合は、次の各号に掲げる事項について、個別に定めるものとする。

- (1) 広告掲載を行う財産の種類
- (2) 広告の規格及び掲載位置
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告の予定価格及び選定方法
- (5) その他必要と認める事項

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業の広告

(10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（審査機関）

第5条 広告媒体の選定及び広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、菰野町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は、企画情報課長、財務課長、健康福祉課長、社会教育室長、会計管理者をもって充てる。

3 審査会に、委員長及び副委員長を置くものとする。

4 委員長には財務課長を、副委員長には企画情報課長をもって充てる。

5 委員長は第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する主管の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、委員長が招集する。

(1) 審議事項にかかる案件を有する主管の長から会議の開催依頼があったとき。

(2) 広告の掲出に関して疑義が生じた場合等において、委員長が必要と認めたとき。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、広告媒体及び審査する内容に関連する主管の長及び関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第8条 この告示の実施に関し必要な事項は、審査会において定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月21日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第17号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。